

10. 役員旅費規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人新城福社会の理事及び監事並びに評議員（以下「評議員等」という。）の職にある者に対し、出会手当に関して必要な事項を定めるものとする。

(旅費及び支給方法)

第2条 評議員等が法人等の用務の為に出張した場合は、法人の旅費規程を準用して旅費を支給する。

(日当)

第3条 前条の規定にかかわらず、評議員等が理事会・評議員会及び法人の監査等の為に出会した場合の出会手当の額（交通費を含む）は、別表第1の定額による。

別表第1

区分	出会手当
役員	5000円

附則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。